



2021年4月1日

ダイキンおよびその関連企業が持つ顕著な特徴の一つとして、世界各国の文化的背景が異なる才能ある人材を採用することにより最も優れた製品とサービスをお客様にお届けしている、という点が挙げられます。我々は、グローバル企業の一端を担う存在であり、多くの地域の状況、ビジネス文化、法律、規制に直面しています。故に、各自お互いに尊重し合い、最高水準の倫理と誠実・清廉さをもって会社の運営に従事する義務を有します。世界 No.1 の HVAC ソリューションプロバイダーとして、ダイキンの各社員、代表者及びベンダーには、法令に準拠するとともに、如何なるやり取りにおいて、その相手が同僚であろうとも、会社又は地域社会であろうとも、若しくはお客様・提携先又は競合企業であろうとも、最高水準の企業倫理に則った行動をとることが求められています。かかる確約の一環として、当社の倫理行動規範並びにその他関連するコンプライアンスに関する方針を一読し、その遵守に同意することを証明することが全社員に義務付けられています。本規範には、「利益相反」、「ビジネスチャンス」、「競合および公平な取引」、「接待・贈答・招待」などに関する情報が記載されています。

以下の原則を各社員が責任をもって堅持することが、ダイキンおよびその将来的な成功にとって重要な要素となります。企業倫理行動規範を履行するうえで質問などがある場合は、如何なるものでも直属の上司や現地の人事担当者又はコンプライアンス部或いは **Daikin Applied Integrity Hotline** (ダイキン アプライド インテグリティ ホットライン) に相談するようにしてください。ダイキンは、オープンなコミュニケーションと信頼を支える環境づくりに心掛けています。

継続的な成長とお客様へのサービスに注目するとともに、誠実さは我々から始まることを忘れないでください。一人一人が行う選択と、正しく勝つためにとる行動で、それぞれの役割を果たすことが大事です。ダイキンにおいて、コンプライアンスは吸う空気と同じように重要であると考えています。

最高経営責任者 **マイク・シュワルツ**
ダイキン アプライド アメリカズ インコーポレーテッド


Shigeki Hagiwara (Apr 30, 2021 15:51 CDT)

萩原 茂喜
常務専任役員
中南米空調地域代表


George Calienes (May 5, 2021 11:07 EDT)

George Calienes
シニアバイスプレジデント
GM
ダイキン・アプライド・ラテンアメリカ


Ben D. Campbell (Apr 29, 2021 17:35 CDT)

Ben D. Campbell
常務専任役員
米州地域
チーフリーガルオフィサー


Hiroshi Yogo (Apr 26, 2021 16:01 CDT)

Hiroshi Yogo
CEO
ダイキン・メキシコ



Roberto Yi
CEO
ダイキン・ブラジル/ダイキン・アルゼンチン



Andres Benavides
工場長
ダイキン・マニュファクチャリング・メキシコ



企業倫理行動規範 ダイキン・ラテンアメリカ

1. 目的

ダイキン・アプライド・アメリカズ・インコーポレイティッド及びフロリダ州マイアミとラテンアメリカにおける子会社と関連会社であるダイキン・アプライド・ラテンアメリカ合同会社（以下「DALA」）、及びSAEGインターナショナル・グループ・インコーポレイティッドの全ての事業体、ダイキン・エアコンディショニング・メキシコ可変資本合同会社（以下「DAMX」）、ダイキン・マニュファクチャリング・メキシコ可変資本合同会社（以下「DMMX」）、CYVSAグループ可変資本株式会社及びその全ての事業体と関連会社（以下「CYVSA」）、ダイキン・エアコンディショニング・ブラジル有限会社（以下「DABR」）、ダイキン・エアコンディショニング・アマゾンズ有限会社（以下「DAM」）、ダイキン・エアコンディショニング・アルゼンチン株式会社（以下「DARG」）を、まとめて「ダイキン・ラテンアメリカ」（以下「当社」）と呼ぶ。

当社は、常に会社の社会的責任を認識しつつ倫理にかなない安全な方法において、且つ該当するすべての法令に準拠して事業活動に取り組むべく精進を尽くす所存である。この企業倫理行動規範（以下「本規範」）は、最高水準の誠実さと清廉さに基づく業務遂行を促進するために、法的な指針と倫理的指針を定めるものである。本規範は一手引きに過ぎず、各社員および会社全体に適用する法律が全て総括的又は完全に記載されているわけではない。会社の取締役・役員および従業員（以下、本規範ではこれらの者を全て総称して「当社社員」又は単に「社員」という）は、各自、本規範および各適用法令へのコンプライアンスの徹底を重視する職場環境を維持するように努めなければならない。各自とも、最高水準の誠実さと廉潔さをもって振る舞い、安全な環境を作り出す一端を担うとともに、適用されるすべての法律・規制・方針および手順を当社の全社員が周知且つ厳守するよう万全を期すことにより、倫理にかなう行いを助長する義務を有する。

本規範およびここに規定される事項は、雇用契約でも会社方針継続の保証でもない。当社は、本規範をいかなる時点においても事前通知なく修正・補足又は中断する権利を留保する。当社の全社員には、適用法ならびに **Daikin Industries, Ltd. Group Conduct Guidelines**（ダイキン工業株式会社のグループ行動指針、<https://www.daikin.com/csr/company/idea.html#chap05>）に定められる会社方針を一読し、よく理解しておく継続的義務が課されている。本規範の違反は、懲戒処分（最悪の事態には解雇、場合によっては適切な法執行官への開示など）につながり得る。

2. 援助・情報を必要とする場合

本規範は、包括的な規則書として解釈すべきものではなく、また、社員が遭遇するすべての状況を網羅するものでもない。特定の状況について懸念を感じたり、又はかかる状況が当社の倫理基準に



従っているか疑問に思われたりする場合は、単独で決断を下さず、他者の援助を求めるべきである。当社では、まず直属上司に連絡して支援を求めることを社員に推奨しているが、上司が特定の質問に答えることができない場合、又は上司に相談しづらい状況である場合には、人事部又はコンプライアンス部に相談することも可能である。DALA、DAMX 及び DMMX において、匿名での相談を希望する社員は、**Daikin Applied Integrity Hotline**（ダイキン アプライド インテグリティーホットライン：独立系報告会社エシックスポイント インコーポレーテッド〈EthicsPoint, Inc.〉がホストするインターネットおよび電話ベースの倫理問題通報システム）に連絡することも可能である。上記のようになされた通報にアクセスできるのは、違反の種類と発生場所に基づいて各通報の調査を担当する社内の特定の個人に限られている。

Daikin Applied Integrity Hotline（ダイキン アプライド インテグリティーホットライン）には、以下のウェブサイト又は *InsideDAIKIN* や *myADP* のホームページから、若しくは電話連絡によりアクセス可能である。

- www.daikinapplied.ethicspoint.com
- <https://daacloud.sharepoint.com/SitePages/Home.aspx>
- <https://my.adp.com/static/redbox/login.html>
- アメリカ合衆国およびプエルトリコ - 1.855.243.3149
- チリ - 800 914 709
- コロンビア - 1 800 5189932
- ドミニカ共和国 - 1 (809) 200-1073
- メキシコ - 800 099 0721
- ペルー - (0800) 78145
- パナマ - 外部回線を通じて電話をする場合は、各自の拠点から以下の直接アクセス番号に電話をかける。
 - パナマ - 800-0109
 - パナマ - 800-2288英語での指示の後に、855-243-3149 に電話をかける。

3. 規範への違反を通報する

本規範の違反（当社に適用される法律・規則・規定又は方針に対する如何なる違反を含む）の存在を知り得る、又はその疑いを察した場合には、直ちにそれを報告する義務が全社員に課されている。社員から報告を受けた上司は人事部と連絡をとり、人事部は当該の社員および上司と協力して問題の調査に取り組むことになる。社員が上司に報告しづらいと感じる、又は満足できる回答を上司から得ることができない場合、当該社員は人事部又はコンプライアンス部に直接連絡することもできる。DALA、DAMX 及び DMMX において、社員が匿名での相談を希望する場合は、Daikin Applied



Integrity Hotline (ダイキン アプライド インテグリティーホットライン)に連絡することも可能である。

当社の財務報告諸表その他関連事項の精度に係る違反又は違反の疑いについては、全て取締役会又は Daikin Applied Integrity Hotline (ダイキン アプライド インテグリティーホットライン)に直接報告すべきである。

法令又は本規範の違反又はその疑いについてはいずれも機微に聴く且つ機密を保持しつつ慎重に取り扱われることになる。めいめいの上司ならびに人事部、法務部、コンプライアンス部、取締役会および会社は、法令に則り、且つ当該の問題を調査するうえで会社が必要とする範囲に則り、可能な限り社員に対する守秘義務を保持する。

会社の方針として、社員が本規範を違反した場合は如何なる者も、めいめい該当する懲戒処分（正当解雇を含む）の対象となる。かかる判断は、めいめい特定の状況の事実と周囲の事情に基づいて下されることになる。社員が本規範を違反したとして責任を問われた場合、当該社員には、適した懲戒処分が決定される前に自己の言い分を述べる機会が与えられる。社員は、法令又は本規範に違反した場合、相当な額に及ぶ民事上の損害賠償や刑事上の罰金、更には長期にわたる懲役刑などのリスクに自らをさらすことになり得る。また、会社としても、相当な額の罰金や違約金が科せられたり、会社の評判や信用および地域社会における地位の失墜につながったりする可能性もある。各社員はめいめいが当社を代表する一員であり、故に、その行いが適用法や本規範に準拠していない又は従っていないと、当該の社員にとっても会社にとっても深刻な事態をもたらすことになり得る。

4. 報復行為の禁止に関する方針

誠意をもって法令・方針又は本規範に対する違反の疑いを通報した者が懲戒処分又はその他報復処分の対象となることはない。当社では、誠意をもって適用法や本規範に対する違反又はその疑いを通報する又はそれに関して相談を求める社員に対する報復を厳密に禁じている。誠意をもって違反若しくはその疑いに関して相談を求めた又は報告書を提出した社員に対する制裁的又は報復的行為に携わる者は、如何なる者も、解雇の可能性を含む懲戒処分の対象になる。

5. 製品及びサービスの安全性と品質に関する方針

当社は、卓絶した安全性と品質をもって製品及びサービスを提供することによって会社の評判と信用を築き上げてきた。当社の製品及びサービスは、HVAC 製品及びサービスの安全性と性能に関する世界各国の法令・規定およびそれぞれの企業協会が発行する指針による規制の対象となっている。当社はこれらの法令・規定および企業協会が発行する指針に準拠することはもとより、時には当社の製品及びサービスの安全性・性能・耐久性・保全又は外観などの面でそれを上回る事業基準を設



定している。全社員とも、かかる取り組みを助長するべく、当社製品の安全性や品質に関する問題に気付いた時には、直ちに直属の上司又は品質担当副社長や法務部に報告、若しくは匿名での報告を希望する場合は Daikin Applied Integrity Hotline (ダイキン アプライド インテグリティ ホットライン)を利用して報告するべきである。

6. 本規範の免責条項

本規範の免責は、異例の事態においてのみ認められる。社員に対する本規範の免責は、最高経営責任者、財務担当上級副社長、又は総合委員会のみが決定できる。また、役員、幹部又はその他主要財務担当者に対する本規範の免責は、取締役会又はそれによる適切な委員会によってのみ決定でき、適用法により要請される場合には当該免責を一般に公表する場合もある。

7. 利益相反

7.1 利益相反の可能性を見定める

利益相反とは、社員の個人的な利益が、会社全体の利益に抵触する又は抵触すると見受けられる状況において発生する。社員は、会社の利益のために行動する自己の能力に影響を及ぼしたり、客観的且つ効率的に業務を遂行することが困難になりえたりするような状況を通して個人的な利益を得ることは如何なる場合も避けるべきである。利益相反が発生し得る状況は、必ずしもはっきりと明確に見定められるものとは限らない。例として次のような状況が挙げられる。

- 不適切な個人的便益：いずれの社員も、会社内の職位を使って不当な個人的便益や好意的な取り計らいを一切受け入れるべきではない。
- 経済的利害関係：いずれの社員も、当社大口のお客様やサプライヤ又は競合企業である一切の会社において相当の額に及ぶ経済的利害関係を有するべきでない。「相当の額に及ぶ経済的利害関係」の定義は以下の通りである。
 - (i) 大口のお客様やサプライヤ又は競合企業の株式を 1%以上の所有すること、又は
 - (ii) 大口のお客様やサプライヤ又は競合企業への投資が社員の総資産の 5%を上回ること
- 融資又はその他金融取引：いずれの社員も、大口のお客様やサプライヤ又は競合企業である如何なる会社から融資や個人的債務の保証を受けたり、その他個人的な金融取引をかかると行ったすべきではない。但し、この指針は、かかる事業体のために行う通常の営業過程におけるアームズレングス取引を禁ずるものではない。
- 親族による行為：職場外での親族による行いも、社員が会社のために客観的に物事を判断する能力に影響を及ぼす場合もあるので上記利益相反と見なされる場合がある。本規範において、



「親族」とは、社員の配偶者、そして（血縁又は養子縁組によるかを問わず）兄弟、姉妹、両親、姻戚および子供を含む。家族間の直接的又は間接的な部下関係も禁止されている。また、部下間の個人的な関係も禁止されている。

7.2 利益相反の開示

当社では、利益相反の発生と合理的に見なされる可能性のある一切の状況を開示するよう、社員に要求している。利益が相反する関係に關与してしまった又は關与していると見受けられるような事態に遭遇したと察する社員は、その旨を直属の上司又は人事部やコンプライアンス部に報告しなければならない。直属の上司、人事部又はコンプライアンス部は、当該社員と協力して当該の事態が実際に利益相反と見なされるかどうかを判断し、また利益相反と見なされる場合には如何にして対処するかを最善策を決定する。利益が相反する関係にあるというだけでは、それが自動的に禁じられているわけではないが、依然として望ましいものではなく、上記「本規範の免責条項」に記載される規定に則ってのみ免責可能となる。

8. ビジネスチャンス

各自、当社の一社員として、自己の個人的な利益の前に当社の利益を置き、当社の利益につながり得るビジネスチャンスが生じた時に当社の発展のために精進を尽くす義務を有する。当社の所有物又は情報を使用して、又は会社内の職位を通じて、当社のビジネスにつながる可能性のある機会を見いだした場合には、各社員とも、当該のビジネスチャンスを個人的な立場から追及する前に、まず会社にそのビジネスチャンスを提示しなければならない。いずれの社員も、個人的な利益を得るために当社の所有物や情報又は当社における自己の職位を利用してはならない。また、いずれの社員も、直接・間接を問わず当社と競合してはならない。

9. 機密情報

社員は、当社での雇用を通じて様々な企業機密情報へのアクセス権を与えられる。機密情報には、顧客リスト、商業戦略、企業秘密など、開示されてしまうと競合企業に利用されたり、当社やお客様に害を及ぼしたりし得るあらゆる非公開の情報も含まれる。当社に関する何らかの情報又はデータが機密情報に属するか否かについて確信の無い場合は、当面その開示を差し控えて、直属の上司又は人事部や法務部に確認すること。社員はあらゆる秘密情報を安全に保護する義務を有するが、法的権限を有する者が会社に代わって開示を承認している又は開示が法令により命じられるものについてはこの限りでない。機密情報をワイヤレス機器に格納したり、クラウド ベースの保存スペース又はその他当社の業務利用を目的として当社が発行又は認可するもの以外の保管サービスに機密情報を保存したりすることは認められていない。当社の情報セキュリティ利用規定又は情報シス



テム利用規定を参照のこと。かかる機密情報に関する守秘義務は社員が当社を離職した後も存続する。機密情報を無断で開示する行為により、当社に危害をもたらす可能性があるだけでなく、開示した社員本人および会社自体に法的責任が課せられる可能性もある。

また、社員は、当社とお客様やサプライヤなどとの間の取引関係を通じて、他社の機密情報を委ねられたり、それへのアクセス権を与えられたりすることもある。その際、各社員とも、かかる他社の機密情報については、当社の機密情報と同等の保護を保証するものとする。

10. 競合および公平な取引

当社では、公正且つ真実に基づき誠実な方法で競合企業をしのぐべく尽力している。また、事業を行うにあたり不徳義又は不法な方法を決して使わず、常に優れた業績を通じて競争上の有利点を得るべく尽力している。販売価格や販売に関する規約・条件に影響を及ぼすような、又は競合を法外に抑制するような契約や合意を競合企業との間で締結してはならない。機密専有情報の盗難や、所有者の承諾なく入手した営業秘密の保有、そして他社に以前勤めたことのある者又は現在勤めている社員にかかる情報を開示するように仕向ける行為は禁じられている。当社社員は、当社のお客様、サプライヤ、競合企業および社員の権利を尊重し、公平な取引を行うべきである。いずれの社員も、内部情報の改ざん・隠蔽・濫用や、重要事実の虚偽の表示、又はその他如何なる故意的な不公正取引による不公平な優位性を如何なる者に対しても得るべきではない。

11. 接待・贈答・招待

接待・贈答・招待その他何ら価値のあるものの受理・やり取りは推奨されない。また、各社員とも、かかるやり取りによって業務上の意思決定を客観的且つ公平に行う自己の能力が妥協されないように注意すべきである。つまり、情報や待遇その他機会の引き換えとして贈答や接待を決して行うべきではない、ということである。各自とも、業務を遂行する全ての国の適用法をよく理解しておくようにし、特に、接待・贈答・招待が賄賂やキックバック（不正なリベートや見返りなど）又はその他不当な支払いとして解釈されないように気を付けること。時折仕事がらみで行う過分でない食事や、クライアントに提供され合理的と見なされるイベント又は娯楽への付き添いは、当社規定により許可する。当社では、社員により贈呈される贈与物は、ダイキンのロゴがついたペンや手帳やシャツなどの品目に限定することを勧めている。

公務員（その親族や代理人を含む）などとの関係における接待・贈答・招待その他何ら価値のあるものの受理・やり取りについては、ダイキン・ラテンアメリカの「腐敗行為防止関連法への準拠に関する方針」に詳述する。該方針を参照のこと。



12. 会社資産の保護と使用；コンピュータおよび電子機器の使用

いずれの社員も、当社の資産を保護し、正当な業務上の目的のみに効率的に使用するよう万全を期すべきである。盗難や不注意および無駄な使用は、当社の収益性に直接影響する。当社の資金や資産を、個人的な利得のためか否かを問わず、如何なる違法又は不当な目的で使用することは厳密に禁じられている。

当社のコンピュータシステムおよび電子機器（デスクトップおよびラップトップ コンピュータ機器、スマートフォン、ハードドライブ、プリンタ、周辺機器、ソフトウェアとオペレーティングシステム、そしてネットワーク且つ又はインターネットに関連する電子メール提供アカウント、インターネットへのアクセス、ニュースグループへのアクセス、且つ又はファイル転送機能を含むが、必ずしもこれらに限定されない）は、当社の所有物であり、当社の営業目的にのみ、各会社の情報セキュリティ又は情報システム利用規定に則り使用すべきものである。コンピュータ関連のファイルに含まれる情報はすべて当社が所有するので、その他当社の所有物と同等に保護・取り扱いを行うこと。何ら不法行為を犯す目的、又は性表現が露骨であったりその他不快な内容を含んでいたりするものをダウンロード、送信、受信、表示、又は掲示する目的で当社のコンピュータ又は通信システムを使用しないこと。さらに、本規範により、社員が、当社およびそれのお客様、サプライヤ、役員又は社員に関する機密情報を開示することは禁じられている。当社は、当社が所有する又は貸与したコンピュータ機器や電話その他電子機器に含まれる全ての内容を調査する権利を有する。当社又はその社員が利用するコンピューターソフトウェアは如何なるものも、該当するソフトウェアライセンス又は契約の規約に従って使用するものとする。一般に、各自のコンピュータに読み込むべきソフトウェアは、当社が承認し購入したもののみである。適用法や本規範の条項又は当社の方針に違反する活動は如何なるものも、懲戒処分（最悪の事態には解雇且つ又は適切な法執行官への開示など）につながり得る。

13. 社内記録

当社の事業にとって、正確で信頼性の高い記録類を維持することが極めて重要となる。各記録類は、損益計算書や財務報告諸表およびその他開示書類の基盤となるものであり、当社の営業上の意思決定や戦略計画を導くものである。社内記録としては、記帳情報、給料支払簿とタイムカード、交通費・旅費その他経費報告書、電子メール、経理および財務データ、測定値および実績記録、電子データファイル、およびその他当社の通常の営業過程において維持されるあらゆる記録が挙げられる。された。いずれの社内記録も、全ての重要事項について必須情報が全て記入され、正確で信頼できるものでなければならない。資金や支払い又は領収書の開示や記録を怠ることは、当社の商慣行に反するので禁じられている。当社社員は、当社の記録保持方針をよく理解するとともにそれに従う



責任を有する。各社員とも、質問などがある場合は如何なるものでも、各自の直属の上司に問い合わせるべきである。

14. 財務報告諸表およびその他公開書類の精度

当社は、様々な法律や規制による規定および報告義務の対象となっている。当社の営業ならびに財務状態や操業実績に関して正確かつ完全な情報を開示することが、法律によっても当社の方針によっても要求されている。不正確な報告や不完全な報告、又は時宜に即していない報告は容認されない。かかる報告は、会社に重大な損害を及ぼすだけではなく、法的責任につながる可能性もある。

当社の経理部門に務める主要財務担当者およびその他社員は、開示されるあらゆる財務内容に全ての情報が含まれており、公平且つ正確で、時宜に即し、理解し得る内容のものが開示されることを保証する、という特別な責任を有する。かかる社員は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準およびその他取引・見積もりおよび予測の経理・財務報告に関するあらゆる基準を理解し、それを厳密に遵守しなければならない。

15. 監査および調査

当社は、これらの方針に対する遵守状態を、定期監査を行うことにより監視する。当社では、監査を通じて指摘された一切の事項について適切な是正措置をとる。社内・外部の監査又は調査、政府機関による調査およびその他本規範に関連する活動に関係する事項について、法が認める最大限の範囲で当社代表およびあらゆる所轄官庁に協力することが当社の全社員に求められている。時折、政府の監査人や調査員が当社の社員に対して個別に直接連絡してくる場合もある。かかる連絡を受けた際に、如何にして対応すべきか確信の無い社員は、法務部に連絡すること。政府機関から何ら情報の依頼や苦情又はその他質問を受けた場合は、直接法務部に転送するべきである。会社の調査又は監査への全面的な協力を怠ると、それは、最悪の場合解雇を含む懲戒処分の根拠になるものとする。

16. 法令の遵守；国際的な商取引の実施

社員はいずれも、当社の操業に該当する一切の法律、規則および規制に準拠する義務を有する。上記法令としては、贈収賄およびキックバック（不正なリベートや見返りなど）；著作権、商標および業務上の秘密；情報プライバシー；インサイダー取引；違法な政治献金；独占禁止令；海外腐敗行為；謝礼の提供又は受理；環境危険；雇用差別又はハラスメント；労働安全衛生；虚偽の又は誤解を招きやすい財務情報；虚偽の広告、誤解を招きやすい広告、又は誇大広告、および誤ったラベ



ル表示；および会社資産の誤用を網羅する法律が挙げられるが、必ずしもこれらに限定されるものではない。いずれの社員にも、各自の職位に適用されるあらゆる法律・規則・規制をよく理解し、それに準拠することが求められている。ある一連の行動が合法的かどうか確信の無い場合は、各自直属の上司又は人事部又は法務部又はコンプライアンス部のアドバイスを求めるべきである。

当社の最高倫理基準の堅持に関する方針は、海外における商取引にも適用される。社員には、各自又は会社が規制の対象となる海外の適用法をすべて遵守することが求められている。さらに、いずれの社員も、たとえ国際取引に関連する場合であっても、米国及びラテンアメリカの任意の地域で違法又は不適と見なされるようなことを行ったり、又は国家を問わず海外において米国及びラテンアメリカの任意の地域で違法又は不適と見なされるような処置を講じたりするべきではない。国際ビジネスでは少なくとも次のような問題が潜在的に存在するので、国際的に当社製品の販売に携わる社員はいずれも、かかる法律に慣れ親しみ、各要件に従うこと。

17. 海外腐敗行為防止法／贈収賄行為の防止

多くの国では、国家公務員（政府機関の従業員、公選役職者、政治家候補、政党幹部、世界銀行と国際通貨基金（IMF）のような公的国際機関の従業員、ならびに国家公務員の代理人、親族およびその他密接なつながりを持つ者を含む）に対する贈賄を犯罪行為とする法律・規制・協定を制定済みである。米海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act：FCPA）は、米国における関連法である。英国にもそれに類似した贈収賄禁止法（UK Bribery Act）という法律があり、メキシコは国家腐敗防止システムを実施し、ブラジルは 12,846 法、アルゼンチンは公的倫理法（25,188 法）を施行している。

当社は、これらの法律・規定および協定に則り、外国公務員への支払いが当社との取引を保証したり、当社製品の購入を仕向けるたりするためのものであるように見える状況において海外の代理人やコンサルタントに支払いを行う際は細心の注意を払わなければならない。上記以外にも、その他如何なる種類の商業賄賂を禁ずる法律・規定および協定が存在する。常に、当社から代理店や販売業者への支払いは如何なるものも提供されたサービスの代価に限り、記載の金額は、かかるサービスの性質を考慮して合理的と見なされ、適切な書類により裏付けられる額であるべきとする。ダイキンの「腐敗行為防止関連法への準拠に関する方針」に詳述の如く、如何なる者が当社の事業に関連して贈収賄を行うことを禁止する当社の方針に準拠することが全社員に要求されている。当社の腐敗行為防止に関する方針と手順に対する準拠について更なる詳細を希望する場合は、当社コンプライアンス部にて入手できるようになっている。本方針に違反すると、個人については刑事罰、そして会社については民事・刑事責任につながる可能性がある。



18. 反ボイコット法

当社は、該当する反ボイコット法に従って事業活動を行っている。これらの法律は、米国政府により認可されないあらゆる取引制限行為又はボイコットに参加したり、それを支持したりすることを禁ずるものであり、個人の人種・宗教又は出身国に関する如何なる情報を手配することを禁ずる条項と、ボイコットの対象となっている企業や国家との取引を拒否することを禁ずる条項と、ボイコットの意図する表現を含む如何なる書類に基づいて行動することを禁ずる条項も含まれている。当社としては、かかる情報の依頼を受けた場合は如何なるものでも常に警戒しなければならない。上記のような依頼は、信用状や出荷書類などの書類に関連してよく見られるものである。かかる情報を手配する行為は違法であるだけでなく、米国法の下では、かかる情報の依頼を受けただけでもそれを報告する義務が当社に課されている。かかる報告の期間が厳格に制限されているため、当社社員は上記のような依頼（又はかかる依頼であると疑われるもの）を受けた際には直ちに法務部又は Daikin Applied Integrity Hotline（ダイキン アプライド インテグリティ ホットライン）に報告しなければならない。

19. 輸出管理法

米国を含む多くの国で特定の物品と技術の輸出が規制されている。特定の品物又は技術を輸出する際には許可とライセンスが必要な場合もある。米国では、米国又は海外にいる米国籍以外の者に対して規制対象の技術やソフトウェアのソースコードを開示する行為は輸出とみなされ（所謂「みなし輸出」）、当該の開示前には（開示方法の如何を問わず）輸出承認を取得する義務が課せられることもある。かかる開示は、当該米国籍以外の者の本国（複数可）に対する輸出と見なされる。これらの許可やライセンスには、輸出に係る各国ならびに輸出する品物や技術の性質、数量、使用目的およびエンドユーザが記載されることになる。当社は、当社が操業する全ての国において定められる輸出管理法と規定に準拠する。一切の輸出活動を、当社の輸出管理方針と手順に従って行わなければならない。輸出管理法に関する更なる詳細は、当社法務部又はコンプライアンス部から入手できるようになっている。

20. 取引禁止当事者

社員は、当社の業務を行う際に、米国の財務省や商務省又はその他の規制当局により発行される取引制約リストに一覧されている国家、企業、団体又は個人が関与する活動が当社の活動に含まれないように万全を期すものとする。



米国財務省外国資産管理局（OFAC：Office of Foreign Assets Control）では、米国の外交政策と国家安全の目標に基づき、標的とされる海外の諸国・政権・法人・個人、およびその他米国の国家安全又は外交政策や経済活動を脅かすと見なされる当事者に対して経済制裁や貿易制裁を管理・執行している。米国による貿易制限措置の対象となっている国の一覧は、<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/sanctions-programs-and-country-information> にて参照可。また、米国財務省外国資産管理局は、標的とされている特定の個人・団体および事業体と共に、標的とされる国に所有又は支配される若しくはその代理又は代行を務める個人および法人（かかる個人と法人を総称して「米財務省特定国籍業者」又は「SDN（Specially Designated Nationals）」という）を一覧するリストも発行している。取引禁止の対象となっている法人と当事者の一覧は、<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/specially-designated-nationals-and-blocked-persons-list-sdn-human-readable-lists> にて参照可。これらの国や法人又は当事者が関与する事柄は如何なるものも直ちにコンプライアンス部に連絡するべきである。

米国商務省国際通商局では、「統合スクリーニングリスト」又は「CSL（Consolidated Screening List）」と呼ばれる、米国政府により特定の品目の輸出や再輸出又は移転を継続的に制限されている当事者の一覧を管理している。統合スクリーニングリストは、<https://www.trade.gov/consolidated-screening-list> にて参照可。質問などがある場合、又は上記リストに含まれる当事者を特定した場合はかかる当事者と取引を進める前に直ちにコンプライアンス部に連絡して更なる指示を得ること。

21. 政府契約要件への準拠

当社では、政府機関のお客様、又は公的資金を全面的又は部分的に受けている個人のお客様に対して装置又はサービスを提供することもある。そのような場合、当社には更なる義務が課され、それに応じなければならない。上記のような種類の取引に携わる社員は、次のものを含むが必ずしもそれに限定されない該当するすべての法定要件、規制上の要件および契約要求事項に準拠しなければならない。

- (i) 機密取扱者の人物調査；
- (ii) 守秘義務；
- (iii) 正確且つ完全な情報、記録・証拠書類および証明書の提供、並びに如何なる政府契約に関連して提供されるあらゆる証明書および表明が、外部調達や価格設定又はその他の項目に変更が生じた際には時宜に即した方法で正確に更新されることの保証；および

- (iv) 何ら金銭的な価値のあるもの（贈答品、謝礼、接待、旅行、食事などを含むがこれらに限定されるものではない）の提供を政府機関の従業員又はそれらの親族に申し入れることの禁止

22. 政治献金

全社員とも、当社が操業している各国の選挙運動資金と選挙に関する法律に準拠しなければならない。当社の資金、資産（電話、コピー機又はコンピュータを含む）、サービス又は施設を如何なる政党又は政治家候補のために使用することは認められていない。

23. 確約と証明

各社員が本規範に則って振る舞うよう万全を期すことが当社の成功に不可欠である。これらの指針を厳守するとともに、実際に発生した又は発生する可能性のある違反の如何なるものを報告する責任が、我々一人ひとりに課せられている。当社の一要求事項として、全社員とも、本規範を受け取り、その内容を一読、理解した上で、その旨を証明する義務を有する。

第 01.04.06 項 – 改訂履歴

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1) 2015 年 8 月方針採用 | V.2014.1 – 08/31/2014 版 |
| 2) 2018 年 8 月改訂、V.2 | V.2017.1 – 04/05/2018 版 |
| 3) 2020 年 1 月、V.2.1 | V.201 – 01/15/2020 版 |
| 4) 2021 年 1 月、V.2.2 | V.202 – 1/29/2021 版 |

訳文	PDF、版
English	v.2.2
Español	v.2.2
日本語	v.2.2
Português	v.2.2



グループ行動指針

<https://www.daikin.com/csr/company/idea.html#chap05>

1. 安全で高品質な商品・サービスの提供

お客様の視点に立って商品・サービスの安全性と品質の確保に尽力するものとする。また、安全性に関わる問題が発生した時には、迅速かつ適切な処置を講じるものとする。

2. 自由な競争と公正な取引

独占禁止法を含む各国・地域の公正な競争および公正な取引に関する法令を遵守するものとする。また、正しい企業倫理に基づき、健全な商慣習と社会通念に従った、公正な営業活動および調達活動を行うものとする。

3. 貿易管理関連法の遵守

国際的な平和と安全、世界秩序の維持を阻害する恐れのある取引に関与しないものとする。各国・地域の該当する輸出入関連法令および外国貿易管理に関するダイキングループ貿易管理方針を遵守するものとする。

4. 知的財産権の尊重および保護

知的財産権が会社の重要な資産であることを認識し、当社の知的財産権の保護と維持に精進を尽くすとともに、それを有効に活用するものとする。また、他社の知的財産権を尊重し、侵害しないように万全を期すものとする。

5. 情報の適切な管理と活用

当社の機密情報と、他社から入手した機密情報と、お客様や従業員等の個人情報を適切に管理し、有効に活用するとともに、如何なる情報でも不当な方法で入手しないものとする。また、当社の情報システムおよびそれに保存されているデータ資源のセキュリティ管理を徹底するものとする。

6. インサイダー取引の禁止

証券市場の信託を維持し続けるために、ダイキングループ又は他社に関する非公開情報を、債券又はその他の証券の売買を目的として使用しないものとする（インサイダー取引を行わないものとする）。



7. 企業情報の適時・適切な開示

ダイキングループは、社会から尊敬される、透明性の高い「開放的な企業」を目指し、株主や投資家などはもとより、更に広範な社会層に対しても、企業情報を積極的に且つ時宜に即して開示し、双方向のコミュニケーションに従事するものとする。

8. 地球環境の保全

環境に関する各国・地域の法令をすべて遵守するとともに、商品開発、製造、販売、物流、サービスなど経営全般にわたり、地球環境保全のために率先して活動するものとする。また、一人ひとりが、環境問題への知識を深め、職場や家庭で、環境の負荷の低減、生物多様性の保全に精進を尽くすものとする。

9. 安全操業の確保

職場の安全確保はもとより、当社がサービスをお届けする各地域の方々の信頼を獲得するために、「安全第一」の考え方に立ち、安全操業に万全の注意を払って行動するものとする。

10. 人権・多様性の尊重と労働関連法令の遵守

各自、従業員一人ひとりの人権を尊重し、国籍・人種・民族・宗教・肌の色・年齢・性別・性的指向・障害の有無などによる差別行為を行わないものとする。各個人の多様な価値観を意欲的に受け入れ、一人ひとりの独自の才能と能力を組織の原動力として活かせるように努めるものとする。また、各国・地域の労働関連法令法の条文と精神を徹底して遵守するものとし、如何なる状況においても、強制による又は個人の意思に反する労働（強制労働）や、法が定める雇用最低年齢に満たない未成年者の就労（児童労働）を認めないものとする。

11. 企業資産の保護

会社の有形・無形の資産を保護し、有効に活用するために、適切な管理を徹底するものとする。

12. 適正な経理処置

各国・地域において定められる会計基準と各種税法、並びに社内規定に準拠し、適正に経理処理を行うものとする。

13. 節度ある接待・贈答の実施

当社グローバルビジネスの展開業務に関わっての接待・贈答・招待については、各国・地域の法令に従い、社会的常識の範囲内において節度をもって行うものとする。特に、公務員に対しては、日本国内・外を問わず、それぞれの国・地域の適用法令に違反するような接待・金銭的な価値のある贈答品の提供、その他招待を行わないものとする。



14. 反社会的行為への毅然たる姿勢の維持

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨むものとする。

15. 社会とのかかわり

社会から信頼される「良き企業市民」を目指し、自己の行動に自覚と誇りを持つと同時に、奢らず謙虚に振る舞うように努めるものとする。なおまた、環境の保全や教育支援、地域共生を中心とした社会貢献活動に携わるものとする。

16. 各種業に適用される法令の遵守

各々が携わる業務に適用される各国・地域の法令を的確に把握し、遵守するものとする。












VF_CoC_Daikin_LATAM_JAP_2021


Final Audit Report

2021-05-05

Created:	2021-04-26
By:	Veronica Dorantes (veronica.dorantes@daikin.com.mx)
Status:	Signed
Transaction ID:	CBJCHBCAABAAfH6-_4JfT0TiWY9sWqV1oZc-zr2P15GK

"VF_CoC_Daikin_LATAM_JAP_2021" History

-  Document created by Veronica Dorantes (veronica.dorantes@daikin.com.mx)
2021-04-26 - 8:56:13 PM GMT- IP address: 187.193.170.82
-  Document emailed to Shigeki Hagiwara (shigeki.hagiwara@daikin.co.jp) for signature
2021-04-26 - 8:58:34 PM GMT
-  Document emailed to George Calienes (george.calienes@daikinapplied.com) for signature
2021-04-26 - 8:58:34 PM GMT
-  Document emailed to Ben D. Campbell (ben.campbell@goodmanmfg.com) for signature
2021-04-26 - 8:58:34 PM GMT
-  Document emailed to Hiroshi Yogo (hiroshi.yogo@daikin.com.mx) for signature
2021-04-26 - 8:58:34 PM GMT
-  Document emailed to Roberto Yi (roberto.yi@daikin.com.br) for signature
2021-04-26 - 8:58:34 PM GMT
-  Document emailed to Andrés Benavides (andres.benavides@daikinapplied.com) for signature
2021-04-26 - 8:58:34 PM GMT
-  Email viewed by Hiroshi Yogo (hiroshi.yogo@daikin.com.mx)
2021-04-26 - 8:59:04 PM GMT- IP address: 187.170.160.212
-  Email viewed by George Calienes (george.calienes@daikinapplied.com)
2021-04-26 - 8:59:15 PM GMT- IP address: 98.203.69.30
-  Document e-signed by Hiroshi Yogo (hiroshi.yogo@daikin.com.mx)
Signature Date: 2021-04-26 - 9:01:13 PM GMT - Time Source: server- IP address: 187.170.160.212
-  Email viewed by Andrés Benavides (andres.benavides@daikinapplied.com)
2021-04-26 - 9:01:35 PM GMT- IP address: 201.163.107.14

 Email viewed by Roberto Yi (roberto.yi@daikin.com.br)


2021-04-26 - 9:10:30 PM GMT- IP address: 177.76.107.235

 Email viewed by Ben D. Campbell (ben.campbell@goodmanmfg.com)

2021-04-26 - 9:11:39 PM GMT- IP address: 98.200.69.156

 Document e-signed by Roberto Yi (roberto.yi@daikin.com.br)

Signature Date: 2021-04-26 - 9:11:48 PM GMT - Time Source: server- IP address: 177.76.107.235

 Email viewed by George Calienes (george.calienes@daikinapplied.com)

2021-04-29 - 9:08:31 PM GMT- IP address: 98.203.69.30

 Document e-signed by Andrés Benavides (andres.benavides@daikinapplied.com)

Signature Date: 2021-04-29 - 9:25:38 PM GMT - Time Source: server- IP address: 201.163.107.14

 Email viewed by Ben D. Campbell (ben.campbell@goodmanmfg.com)

2021-04-29 - 10:34:49 PM GMT- IP address: 98.200.69.156

 Document e-signed by Ben D. Campbell (ben.campbell@goodmanmfg.com)


Signature Date: 2021-04-29 - 10:35:17 PM GMT - Time Source: server- IP address: 98.200.69.156

 Email viewed by Shigeki Hagiwara (shigeki.hagiwara@daikin.co.jp)


2021-04-30 - 8:49:49 PM GMT- IP address: 165.225.111.21

 Document e-signed by Shigeki Hagiwara (shigeki.hagiwara@daikin.co.jp)

Signature Date: 2021-04-30 - 8:51:50 PM GMT - Time Source: server- IP address: 165.225.111.21

 Email viewed by George Calienes (george.calienes@daikinapplied.com)

2021-05-03 - 1:40:22 AM GMT- IP address: 98.203.69.30

 Email viewed by George Calienes (george.calienes@daikinapplied.com)

2021-05-05 - 9:45:29 PM GMT- IP address: 98.203.69.30

 Document e-signed by George Calienes (george.calienes@daikinapplied.com)

Signature Date: 2021-05-05 - 9:47:14 PM GMT - Time Source: server- IP address: 98.203.69.30

 Agreement completed.

2021-05-05 - 9:47:14 PM GMT